

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案規制の名称：「先端技術研究成果活用推進機構」の名称使用制限規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局評価実施時期：令和8年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- 本規制による遵守費用、行政費用の発生は想定されず、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 特定先端技術に関する実用化研究開発に対する支援を行うとともに、特定先端技術に関する研究開発を行う者、成果活用事業者及び支援事業者の交流の促進等を行うことにより、特定先端技術に関する研究開発の成果を活用した事業の創出及び成長発展を促進するための環境を整備し、もって我が国におけるイノベーション創出の活性化に寄与することを目的とする法人として先端技術研究成果活用推進機構（以下「機構」という。）（認可法人）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項等を定める。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 名称使用制限は、独立行政法人や国立大学法人、認可法人では脱炭素成長型経済構造移行推進機構等にもうけられている。当該規制（名称使用制限）の趣旨は、当該規制が設けられている法人の公共的性格に鑑み、当該法人としての実体を備えていない者が、その名称中に当該法人の名称を表す文字（例「独立行政法人」）を用いることにより、国民の不測の損害を与え、当該法人に対する国民の信頼が揺らぐことにより、当該法人の事業運営に支障が生じるおそれがあること、ひいては、制度の社会的意義が減殺されないようにするというもの。
- ・ 本法案により設立する機構についても、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の推進のため、国の政策の一翼を担う主体としてふさわしいガバナンスや、先端技術の目利きや市場の動向の把握など民間の経験やノウハウを活用し迅速かつ柔軟に活動を行うことが求められることから、機構に対する内外の信頼が揺らぐことがあっては、その事業運営に支障が生じることから、名称の使用制限規制を設けることとする。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 機構でない者が、その名称中に先端技術研究成果活用推進機構という文字を用いることを禁じるものであり、これに違反した者に対しては、本法案の別規定により罰則（20万円以下の過料）が科せられることになる。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 現在、「先端技術研究成果活用推進機構」の名称を用いている他の法人は確認されていない。本規制の導入により、本法案に基づいて設立が認可される機構以外の法人で「先端技術研究成果活用推進機構」の名称を使用する法人が存在しない状態が維持されることが本規制の想定される効果である。これにより、国民に無用の混乱を生じさせず、機構に対する信頼を確保することができ、ひいては、機構の業務が円滑に遂行されることが期待される。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 現在、「先端技術研究成果活用推進機構」の名称を用いる他の法人は確認されておらず、また、新たに「先端技術研究成果活用推進機構」の名称を用いないことについて費用の発生は想定されないことから、遵守費用の発生は想定されない。

<行政費用>

- ・ 本規制に該当する団体かどうかは、当該団体が「先端技術研究成果活用推進機構」という名称を使用して活動している旨の情報を国が得ることで判明するものであり、本規制に係る行政費用の発生は想定されない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

その他

(具体の理由：)

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項（期限：施行後 10 年を目途）を踏まえた事後評価の実施時期は令和 18 年度であり、それまでに事後評価を実施予定。